

千葉県看護功労者知事表彰事務取扱要領

第1 目的

この要領は、看護職員として多年にわたり看護業務に精励し、その功績が顕著で他の模範となる者の功労に報いるとともに、看護職員の意欲の高揚を図ることを目的に千葉県看護功労者知事表彰を実施するにあたり、千葉県表彰規則（平成19年6月29日千葉県規則第70号）及び千葉県表彰事務取扱要綱（平成27年4月1日施行）に基づき必要な事項を定めるものである。

第2 定義

この要領において、看護職員とは、保健師助産師看護師法（昭和23年7月30日法律第203号）に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。

第3 表彰の推薦基準

表彰の推薦基準は、表彰を行う年度の4月1日において、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者であることとする。

- (1) 年齢が満55歳以上であること
- (2) 看護職員として30年以上就業し、そのうち県内で20年以上就業しており、かつ現在県内で就業し、年度末まで就業見込みがあること。
- (3) 就業態度が誠実勤勉で、かつ人格が高潔で他の模範となる者であること
- (4) 次のいずれかに該当する者であること
 - ① 看護関係団体の役員として5年以上尽力し、功績が顕著な者
 - ② 別表1に掲げる施設において、20年以上業務に精励した者
 - ③ 看護業務の改善、看護技術の研究又は看護学生等の育成指導を通じて看護業務の向上に尽力し、功績が顕著な者

第4 表彰の方法及び時期

表彰は、原則として毎年1回、表彰状を授与して行う。

第5 推薦手続

県の設置する健康福祉センターの長、保健所を設置する市の市長及び看護関係団体の代表者（以下「健康福祉センター長等」という。）は、表彰候補者があるときは、その事績を精査し、知事に推薦するものとする。

第6 提出書類

健康福祉センター長等は、第5の規定により推薦をする場合は、次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

- (1) 推 薦 書 (別記様式1)
- (2) 個 人 票 (別記様式2)
- (3) 功 績 調 書 (別記様式3)
- (4) 履 歴 書 (別記様式4)
- (5) 刑罰等調書 (別記様式5)
- (6) 戸 籍 抄 本
- (7) 看護職員に係る免許証の写し

第7 表彰選考会議

- 1 この要領に基づいて被表彰者の選考を行うために表彰選考会議を開催する。なお、会議は地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではない。
- 2 表彰選考会議は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 表彰選考会議に座長及び副座長を置き、座長は県健康福祉部次長の職にある者をもって充て、副座長は県医療整備課長の職にある者をもって充てる。
- 4 座長は会議の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 座長を除く構成員に事故があるときは、当該構成員が指定した者が代理して会議に出席することができる。

第8 被表彰者の決定

知事は、第7の会議における意見を参考に原則として20名以内の被表彰者を決定するものとする。

附則

この要領は、平成20年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年9月10日から施行する。

附則

この要領は、平成27年12月10日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

別表１（第３関係）

1	病院及び診療所
2	社会福祉施設のうち入所施設と通所施設（知的障害児（者）、肢体不自由者に限る）
3	介護老人保健施設、介護医療院
4	訪問看護ステーション
5	助産所

別表２（第７関係）

区分	構成員	備考
公益代表	医療審議会委員	看護協会選出委員
県	健康福祉部次長	（座長）
県	健康福祉指導課長	社会福祉事業関係課
県	高齢者福祉課長	介護事業関係課
県	医療整備課長	（副座長）医療関係課